

仮訳

1979 年食品法に基づき制定する

保健省告示

(第 459 号) 2025 年

件名 BSE リスクを伴う食品の輸入原則および条件の規定

消費者の安全を適切に保護し、国際獣疫事務局(World Organisation for Animal Health ; WOAH)のガイドラインに適応させるために、BSE リスクを伴う食品の輸入原則および条件を見直すことが適切であるため、1979 年食品法の第 5 条の第 1 段落、第 6 条の(7)、(8) および(9)の権限に基づき、保健大臣が以下の通り告示する。

第 1 条 2016 年 7 月 11 日付の保健省告示(第 377 号)2016 年、件名「BSE リスクを伴う食品の輸入原則および条件の規定」を廃止する。

第 2 条 本告示における用語の意味は以下の通りとする。

「BSE のリスクステータス」とは、以下の通り 3 グループに分類される国または地域のグループにおける牛の BSE リスクを指す。

- (1) グループ 1 BSE リスクが非常に少ない国または地域 (Negligible BSE Risk)
- (2) グループ 2 BSE リスクが管理できる国または地域 (Controlled BSE Risk)
- (3) グループ 3 BSE リスクがまだ評価されていない国または地域 (Undetermined BSE Risk)

なお、国または地域のリストは本告示末尾の添付リストに従う。

「牛肉」とは、肉、皮、脂、内臓、骨、乳、血液、胆汁または扁桃など、食品として摂取する牛の各部分を指す。

「生鮮牛肉」とは、感覚的、物理的・化学的特性を復元することが不可能な状態まで変化させる何らかのプロセスまたは製法を経ていない牛肉を指し、冷凍牛肉、冷蔵牛肉または牛挽肉を含む。

「牛肉製品」とは、ソースに漬けた生鮮肉、塩水に漬けた牛の内臓、ソーセージ、ゼラチンまたはコラーゲンなど、感覚的、物理的・化学的特性を元に戻すことが不可能な状態まで変化させる何らかのプロセスまたは製法を経た牛肉を指す。また、牛由来のゼラチンカプセルに使用した健康補助食品、コラーゲン含有飲料、ゼラチン成分を含む菓子またはゼリー菓子など、牛肉製品を成分に含む食品を含む。

「輸入検査所」とは、場合に応じて食品法または動物伝染病法に基づき生鮮牛肉および牛肉製品を検査する義務を果たす検査所を指す。すなわち食品・医薬品検査所および動物検疫所を指す。

第3条 次の生鮮牛肉および牛肉製品は、国または地域グループに基づく BSE リスクステータスに関する条件なしで輸入できる食品とする。

(1) 牛乳、乳製品

(2) 牛の皮

(3) ゼラチンおよびコラーゲン

(4) 重量比 0.15%以下の不溶性不純物を含む抽出脂肪(tallow)、およびその抽出脂肪の派生物(tallow derivatives)

(5) たんぱく質または脂肪を含有しない第二リン酸カルシウム

(6) 成分として(1)、(2)、(3)、(4)または(5)を含む牛肉製品

第4条 次の生鮮牛肉および牛肉製品は、場合に応じて国または地域グループに基づく BSE リスクステータスに関する条件付きで輸入できる食品とする。

(1) 第3条に基づく食品に該当しない生鮮牛肉または牛肉製品は、次の条件を有する。

(a) グループ1

1) グループ1の BSE リスクステータスにある国または地域で生まれ、飼育された牛由来のもの

2) 上記の牛は出自を辿るための個体識別が可能であること

3) 上記の牛は生前検査(ante-mortem inspection)を受けていること

(b) グループ2

1) グループ2の BSE リスクステータスにある国または地域で生まれ、飼育された牛で、かつ牛の集団において循環する BSE 発症物質のリスクが非常に少ない(negligible)ことが確認できた日以降に産まれた牛由来のもの

a) 上記の牛は出自を辿るための個体識別が可能であること

b) 上記の牛は生前検査(ante-mortem inspection)を受けていること

2) グループ2の BSE リスクステータスにある国または地域で生まれ、飼育された牛で、かつ牛の集団において循環する BSE 発症物質のリスクが非常に少ない(negligible)ことが確認できた日より前に産まれた牛由来のもの

a) 上記の牛は出自を辿るための個体識別が可能であること

b) 上記の牛は生前検査(ante-mortem inspection)を受けていること

c) 上記の牛は以下の屠畜、選別保存および製造工程を経ていること

c.1) 上記の牛は、頭蓋腔に圧縮空気又はガスを注入する(injecting compressed air or gas into the cranial cavity)方法、または頭蓋に穴を開ける(pithing process)方法、または神経組織(nervous tissue)により血液が汚染されるような他の方法により、屠畜前に気絶(stunning process)させていないこと、および

c.2) 下記がなく、かつ汚染がないこと。

c.2.1) 全月齢の牛由来の回腸

c.2.2) 30 ヶ月齢を超える牛由来の頭蓋骨、脳、眼球、脊柱、および脊髄

c.2.3) 30 ヶ月齢を超える牛由来の頭蓋骨または脊柱(skulls and vertebral columns)と接する部分にあり、機械を用いて剥がすことができる肉(mechanically separated meat)

(c) グループ 3

1) 出自を辿るための個体識別が可能な牛由来のもの

2) 上記の牛は、反芻動物の体組織の加工プロセス(rendering)により得られる 10,000 ダルトン以上の規模の固体たんぱく質を含む製品であるタンパク質食品(protein meal)により飼育されていない

3) 上記の牛は、生前検査(ante-mortem inspection)を受けていること。なお、牛は頭蓋腔に圧縮空気またはガスを注入する(injecting compressed air or gas into the cranial cavity)方法、または頭蓋に穴を開ける(pithing process)方法、または神経組織(nervous tissue)により血液が汚染されるような他の方法により、屠畜前に気絶(stunning process)させていないこと

4) 下記がなく、かつ汚染がないこと

a) 全月齢の牛由来の回腸

b) 30 ヶ月齢を超える牛由来の頭蓋骨、脳、眼球、脊柱、及び脊髄

c) 30 ヶ月齢を超える牛由来の頭蓋骨または脊柱(skulls and vertebral column)と接する部分にあり、機械を用いて剥がすことができる肉(mechanically separated meat)

(2) 牛の血液および血液による製品(blood and blood products)は、次の条件を有する。

(a) グループ 1

1) グループ 1 の BSE リスクステータスにある国または地域で生まれ、飼育された牛由来のもの、および

2) 上記の牛は出自を辿るための個体識別が可能であること

(b) グループ 2

1) グループ 2 の BSE リスクステータスにある国または地域で生まれ、飼育された牛で、かつ牛の集団において循環する BSE 発症物質のリスクが非常に少ない(negligible)ことが確認できた日以降に産まれた牛由来のもの

2) グループ 2 の BSE リスクステータスにある国または地域で生まれ、飼育された牛で、かつ牛の集団において循環する BSE 発症物質のリスクが非常に少ない(negligible)ことが確認できた日より前に産まれた牛由来のもの。血液保存および製造工程は以下の通りとする。

a) 頭蓋腔に圧縮空気またはガスを注入する(injecting compressed air or gas into the cranial cavity)方法、または頭蓋に穴を開ける(pithing process)方法、または神経

組織(nervous tissue)により血液が汚染されるような他の方法により、屠畜前に気絶(stunning process)させていない牛由来の血液を保存する

b) 保存および製造工程において、神経組織(nervous tissue)による汚染がないこと

(c) グループ 3

1) 頭蓋腔に圧縮空気またはガスを注入する(injecting compressed air or gas into the cranial cavity)方法、または頭蓋に穴を開ける(pithing process)方法、または神経組織(nervous tissue)により血液が汚染されるような他の方法により、屠畜前に気絶(stunning process)させていない牛由来の血液を保存する

2) 保存および製造工程において、神経組織(nervous tissue)による汚染がないこと

(3) 第 3 条の(4)に基づく抽出脂肪に該当しない抽出脂肪(tallow)は、次の条件を有する。

(a) グループ 1

グループ 1 の BSE リスクステータスにある国または地域由来のもの

(b) グループ 2

1) グループ 2 の BSE リスクステータスにある国または地域で生まれ、飼育された牛で、かつ牛の集団において循環する BSE 発症物質のリスクが非常に少ない(negligible)ことが確認できた日以降に産まれた牛由来のもの。その場合、上記の牛が生前検査(ante-mortem inspection)を受けていること

2) グループ 2 の BSE リスクステータスにある国または地域で生まれ、飼育された牛で、かつ牛の集団において循環する BSE 発症物質のリスクが非常に少ない(negligible)ことが確認できた日より前に産まれた牛由来のもの。その場合、上記の牛が生前検査(ante-mortem inspection)を受けており、かつ以下により製造されないこと

a) 全月齢の牛由来の回腸

b) 30 ヶ月齢を超える牛由来の頭蓋骨、脳、眼球、脊柱、および脊髄

c) 30 ヶ月齢を超える牛由来の頭蓋骨または脊柱(skulls and vertebral columns)と接する部分にあり、機械を用いて剥がすことができる肉(mechanically separated meat)

d) a)、b)または c)により汚染された生鮮牛肉

(c) グループ 3

生前検査(ante-mortem inspection)を受けた牛由来のもので、かつ以下より製造されない

1) 全月齢の牛由来の回腸

2) 30 ヶ月齢を超える牛由来の頭蓋骨、脳、眼球、脊柱、および脊髄

3) 30 ヶ月齢を超える牛由来の頭蓋骨または脊柱(skulls and vertebral columns)と接する部分にあり、機械を用いて剥がすことができる肉(mechanically separated meat)

4) 1)、2)または 3)により汚染された生鮮牛肉

(4) 第 3 条の(4)に基づく抽出脂肪の派生物に該当しない抽出脂肪の派生物(tallow

derivatives)は、次の条件を有する。

(a) グループ 1

グループ 1 の BSE リスクステータスにある国または地域由来のもの

(b) グループ 2 またはグループ 3

以下のいずれかの条件により得られるまたは製造されるもの

1) (3)に基づく抽出脂肪から得られる、または

2) 高温および高圧下での加水分解(hydrolysis)、鹼化(saponification)またはエステル交換(transesterification)プロセスにより製造する

(5) 第 3 条の(5)に基づく第二リン酸カルシウムに該当しない第二リン酸カルシウムは、次の条件を有する。

(a) グループ 1

グループ 1 の BSE リスクステータスにある国または地域由来のもの

(b) グループ 2 またはグループ 3

骨由来のゼラチンの連産品(co-product)

(6) 成分として(1)、(2)、(3)、(4)または(5)を含む牛肉製品は、配合する上記の生鮮牛肉および牛肉製品の国または地域グループの条件に適合すること。

第 1 段落に基づく生鮮牛肉および牛肉製品の輸入において、国または地域の動物が BSE に罹っているという事態または報告がある場合、輸入者が輸入の度に畜産局が定める輸入規定および条件を順守している証拠を輸入検査所で係官に提示すること。

第 5 条 以下の生鮮牛肉および牛肉製品を輸入禁止食品とする。

(1) グループ 2

牛の集団において循環する BSE 発症物質のリスクが非常に少ない(negligible)ことが確認できた日より前に産まれた牛由来の以下のもの

(a) 全月齢の牛由来の回腸

(b) 30 ヶ月齢を超える牛由来の頭蓋骨、脳、眼球、脊柱、および脊髄

(c) 30 ヶ月齢を超える牛由来の頭蓋骨または脊柱(skulls and vertebral columns)と接する部分にあり、機械を用いて剥がすことができる肉(mechanically separated meat)

(d) (a)、(b)または(c)により汚染された生鮮牛肉

(e) 成分として(a)、(b)、(c)または(d)を含む牛肉製品

(f) 成分として(a)、(b)、(c)、(d)または(e)から得られるたんぱく質を含む牛肉製品

(2) グループ 3

(a) 全月齢の牛由来の回腸

(b) 30 ヶ月齢を超える牛由来の頭蓋骨、脳、眼球、脊柱、および脊髄

(c) 30 ヶ月齢を超える牛由来の頭蓋骨または脊柱(skulls and vertebral columns)と接する部分にあり、機械を用いて剥がすことができる肉(mechanically separated meat)

- (d) (a)、(b)または(c)により汚染された生鮮牛肉
- (e) 成分として(a)、(b)、(c)または(d)を含む牛肉製品
- (f) 成分として(a)、(b)、(c)、(d)または(e)から得られるたんぱく質を含む牛肉製品

第6条 第3条の(4)または(5)に基づく牛肉製品、および成分として当該製品を含む食品の輸入において、輸入者が輸入の度に、製造国の所管政府機関、または製造国の所管政府機関から認可を受けた他の機関発行の証明書を用意し、輸入検査所で担当係官に提示すること。当該の証明書には少なくとも以下の重要事項が記載されていること。

(1) 第3条の(4)に基づく食品、および当該製品を成分として含む食品に対して、存在する不溶性不純物の重量比が0.15%以下である。

(2) 第3条の(5)に基づく食品、および当該製品を成分として含む食品に対して、たんぱく質又は脂肪が存在しない。

第1段落に基づく機関が、第3条の(4)または(5)に基づく牛肉製品、および当該製品を成分として含む食品の証明書を発行できない場合、当該牛肉製品の製造者の国の所管政府機関、または当該牛肉製品の製造者の国の所管政府機関から認可を受けた他の機関、または国際認定フォーラム(International Accreditation Forum, IAF)に加盟し、その承認を得た認定機関(Accreditation Body)から認定された認証機関(Certification body)による監査・認証の証明書を使用すること。当該の証明書は有効期限が切れておらず、当該の製造施設が表示され、以下のいずれかの品質保証システム(Quality Assurance System)を満たすこと。

(1) 国際食品規格委員会 FAO/WHO(コーデックス)により定められた危害分析重要管理点システム(Hazard Analysis and Critical Control Point System)

(2) 食品安全マネジメントシステム-フードチェーンの組織に対する要求事項(Food Safety Management Systems-Requirements for any Organization in the Food Chain, ISO 22000 最新版)

(3) 医薬品査察協定および医薬品査察共同スキーム(Pharmaceutical Inspection Cooperation Scheme: PIC/S GMP)

(4) (1)、(2)または(3)に基づく同等の他の国際基準若しくはシステム、または食品・医薬品委員会事務局が承認する危害分析重要管理点システムを応用した他の規格

第7条 第4条の(1)または(2)に基づく生鮮牛肉、および動物伝染病法に基づく動物の死骸と規定される牛肉製品を輸入する場合、畜産局から動物の製造場所または動物の死骸の出所の検査および承認を受けなければならない、かつ輸入者が輸入の度に以下の証拠または証明書を用意し、輸入検査所で係官に提示すること。

(1) 畜産局による動物の製造場所または動物の死骸の出所の検査および承認に関する証拠若しくは証明書、または動物の死骸の輸入許可の証拠

(2) 製造者の国の所管政府機関、または製造者の国の所管政府機関から認可を受けた他

の機関による、畜産局が定める詳細が表示された動物の死骸の衛生証明書(Health Certificate)

第 8 条 動物伝染病法に基づく動物の死骸と規定される牛肉製品以外の、第 4 条に基づく食品から得られる牛肉製品を輸入する場合、輸入者が輸入の度に、製造者の国の所管政府機関、または製造者の国の所管政府機関から認可を受けた他の機関による証明書を用意し、輸入検査所で係官に提示すること。当該の証明書には少なくとも以下の重要事項が記載されていること。

(1) 原材料および原材料製造者の国

(2) 場合に応じて、本告示で指定された詳細が表示された、牛肉製品の製造において用いる牛由来の原材料または成分の規定または条件

(3) 以下のいずれかの牛肉製品の安全認定

(a) 原材料保管、食品製造工程、牛肉製品保管中に、第 5 条に基づく生鮮牛肉および牛肉製品に汚染されていない、または同様の文言

(b) 牛肉製品が、第 5 条に基づく生鮮牛肉および牛肉製品に汚染されていない、または同様の文言

第 1 段落に基づく機関が、動物伝染病法に基づく動物の死骸と規定される牛肉製品以外の、第 4 条に基づく食品から得られる牛肉製品の証明書を発行できない場合、当該牛肉製品の製造者の国の所管政府機関、または当該牛肉製品の製造者の国の所管政府機関から認可を受けた他の機関、または国際認定フォーラム(International Accreditation Forum, IAF)に加盟し、その承認を得た認定機関(Accreditation Body)から認定された認証機関(Certification body)による監査・認証の証明書を使用すること。当該の証明書は有効期限が切れておらず、当該の製造施設が表示され、以下のいずれかの品質保証システム(Quality Assurance System)を満たすこと。

(1) 国際食品規格委員会 FAO/WHO(コーデックス)により定められた危害分析重要管理点システム(Hazard Analysis and Critical Control Point System)

(2) 食品安全マネジメントシステム・フードチェーンの組織に対する要求事項(Food Safety Management Systems Requirements for any Organization in the Food Chain, ISO 22000 最新版)

(3) 医薬品査察協定および医薬品査察共同スキーム(Pharmaceutical Inspection Co-operation Scheme: PIC/S GMP)

(4) (1)、(2)または(3)に基づく同等の他の国際基準若しくはシステム、または食品・医薬品委員会事務局が承認する危害分析重要管理点システムを応用した他の規格

第9条 本告示を官報告示日より施行する。

2025年6月12日告示
ソムサック・テープスティン
保健大臣

1979 年食品法に基づき制定する保健省告示(第 459 号) 2025 年
件名「BSE リスクを伴う食品の輸入原則および条件の規定」の末尾に添付する
BSE リスクステータスの国または地域リスト

.....

1. グループ 1 BSE リスクが非常に少ない国または地域 (Negligible BSE Risk)

- | | |
|---|---|
| (1) アルゼンチン共和国(Argentina) | (27) 大韓民国(Korea (Rep. Of)) |
| (2) オーストラリア連邦(Australia) | (28) ラトビア共和国(Latvia) |
| (3) オーストリア共和国(Austria) | (29) リヒテンシュタイン公国(Liechtenstein) |
| (4) ベルギー王国(Belgium) | (30) リトアニア共和国(Lithuania) |
| (5) ボリビア多民族国(Bolivia) | (31) ルクセンブルク大公国(Luxembourg) |
| (6) ブラジル連邦共和国(Brazil) | (32) マルタ共和国(Malta) |
| (7) ブルガリア共和国(Bulgaria) | (33) メキシコ合衆国(Mexico) |
| (8) カナダ(Canada) | (34) ナミビア共和国(Namibia) |
| (9) チリ共和国(Chile) | (35) ネーデルランド王国(The Netherlands) |
| (10) コロンビア共和国(Colombia) | (36) ニュージーランド(New Zealand) |
| (11) コスタリカ共和国(Costa Rica) | (37) ニカラグア共和国(Nicaragua) |
| (12) クロアチア共和国(Croatia) | (38) ノルウェー王国(Norway) |
| (13) キプロス共和国(Cyprus) | (39) パナマ共和国(Panama) |
| (14) チェコ共和国(Czech Republic) | (40) パラグアイ共和国(Paraguay) |
| (15) デンマーク王国(Denmark) | (41) ペルー共和国(Peru) |
| (16) エストニア共和国(Estonia) | (42) ポーランド共和国(Poland) |
| (17) フィンランド共和国、オーランド諸島を含む
(Finland, including Åland Islands) | (43) ポルトガル共和国、アゾレス及びマデイラ諸
島含む(Portugal, including Azores and
Madeira) |
| (18) フランス共和国(France) | (44) ルーマニア(Romania) |
| (19) ドイツ連邦共和国(Germany) | (45) セルビア共和国、国連管理下のコソ
ボ共和国を除く (Serbia with the
exclusion of Kosovo administered by
the United Nations) |
| (20) ハンガリー(Hungary) | (46) シンガポール共和国(Singapore) |
| (21) アイスランド共和国(Iceland) | (47) スロバキア共和国(Slovakia) |
| (22) インド共和国(India) | (48) スロベニア共和国(Slovenia) |
| (23) アイルランド(Ireland) | |
| (24) イスラエル国(Israel) | |
| (25) イタリア共和国(Italy) | |
| (26) 日本(Japan) | |

- (49) スペイン王国、バレアレス及びカナリア諸島を含む(Spain, including Balearic Islands and Canary Islands)
- (50) スウェーデン王国(Sweden)
- (51) スイス連邦(Switzerland)
- (52) 北アイルランド及びジャージー島から成るグレートブリテン及び北アイルランド連合王国(United Kingdom, consists of Northern Ireland and Jersey)
- (53) アメリカ合衆国(United States of America)
- (54) ウルグアイ東方共和国(Uruguay)
- (55) 香港およびマカオを除く中華人民共和国(zone consisting of the People's Republic of China with the exclusion of Hong Kong and Macau)

2. グループ 2 BSE リスクが管理できる国または地域 (Controlled BSE Risk)

- (1) 台湾(Chinese Taipei)
- (2) エクアドル共和国(Ecuador)
- (3) ギリシャ共和国(Greece)
- (4) ロシア連邦(Russia)
- (5) イングランド、ウェールズおよびスコットランドから成るグレートブリテンおよび北アイルランド連合王国(United Kingdom, consists of England, Wales and Scotland)

3. グループ 3 BSE リスクがまだ評価されていない国または地域 (Undetermined BSE Risk)

グループ 1 またはグループ 2 のリストに記載されていない国または地域

訳注：2025 年 7 月 7 日付官報第 142 号特別章 240NG ページ掲載、2025 年 7 月 7 日施

行

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2025 年 7 月 15 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/75162.pdf>